

事務連絡
令和3年5月20日

厚生労働省

社会・援護局 福祉基盤課

社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

老健局 高齢者支援課

御中

老健局 認知症施策・地域介護推進課

老健局 老人保健課

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

社会福祉法人等の福祉施設等の指定福祉避難所としての活用に関する協力依頼について
(依頼)

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において、福祉避難所の課題と対応の方向性が議論され、令和2年12月24日に最終とりまとめが取りまとめられました。

福祉避難所については、障害のある人等については、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があるとの指摘があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声があります。また、福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定すると受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見があります。

こうしたことを踏まえ、5月10日に、災害対策基本法施行規則を改正し、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度を創設するとともに、最終とりまとめの内容や施行規則の改正内容を踏まえ、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月。以下「ガイドライン」という。)について、改正を行いました。(別紙1)

また、令和3年度より、社会福祉法人等の福祉施設等における防災機能を強化するため施設に対して自治体が補助する場合も、新たに緊急防災・減災事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても活用が可能となったところです。(別紙2)

厚生労働省関係課におかれでは、高齢者、障害者等の福祉施設等について、市町村から指定福祉避難所として指定させていただきたいとの依頼があった場合などにはご協力いただけるよう、関係団体に依頼していただけるようお願いいたします。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

赤司参事官補佐、長谷川事務官、村上事務官

TEL 03-3501-5191 (直通)

事務連絡
令和3年1月29日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び
これに伴う地方財政措置の拡充等について（抄）

2. 福祉避難所

（2）緊急防災・減災事業債の活用の検討について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることができると想定されるため、積極的な活用を検討されたいこと。

また、令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等※における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（1.について）
赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（2.について）
TEL 03-3593-2849（直通）
消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、館野係長、清水事務官
TEL 03-5253-7525（直通）